船内教育実施証明書

令和　　　年　　　月　　　日

以下の者について、「船舶料理士に関する省令第2条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準」(平成23年国土交通省告示第818号)に定める教育を実施したことを証明します。

1　教育を受けた者　　氏名　(雇入職名)

2　教育を実施した船舶　　○○丸

3　教育を実施した期間　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日

告示第一号に規定する事項に関する教育の監督を行った者

船長

告示第二号に規定する事項に関する教育の監督を行った者

船舶料理士資格受有者　　　　　　　　(適任証書第　　　　　　号)